

笹山縄文広場整備基本設計業務委託公募型プロポーザルに係る質問及び回答について

令和7年7月25日

NO.	質疑項目・質問内容	回 答
1	実施要領 p3 7. 応募資格等「類似の業務実績」について 過去 10 年間の国内での類似実績を記載することですが、具体的な類似範囲（規模・施設等）はございますでしょうか。	類似の業務実績については、文化観光に資するため、歴史文化遺産（史跡に限らない）等を活用し、施設を中心に広場（公園）として整備している事例を含みます。規模や施設の種別等、具体的な範囲は設定していません。また、活用している歴史文化遺産については、文化財指定の有無を問いません。
2	実施要領 p3 7. 応募資格等「類似の業務実績」について 類似の基本設計・実施設計の実績とは、国内の広場と展示機能を併せ持つ施設であれば問題ございませんでしょうか。 また、展示機能に関しましては、店舗でのショーウィンドウ機能を持つものは類似業務となりますでしょうか。	類似の業務実績について、広場（公園）と展示機能を併せ持つ施設であれば、問題ありません。 また、店舗でのショーウィンドウ展示については、商品の価値を高めるための空間演出や歴史的背景等の解説を含む展示であれば、類似業務に含まれます。
3	実施要領 p3 7. 応募資格等「類似の業務実績」について 実施要領 p1 からお見受けするに、今回の業務における類似業務とは国道交通省別表 1-1 に記載の第十二号（公民館・集会所・コミュニティセンターなど）という認識で問題ないでしょうか。	NO. 1 の回答の通りです。
4	実施要領 p2 7. 応募資格等「応募資格」について 本プロポーザルにおいて「笹山縄文広場整備 基本計画」の計画策定支援業務を受託した共同企業体、もしくはその構成事業者である企業は「7. 応募資格」を満たしていれば応募可能となりますでしょうか。	実施要領の項目 7 応募資格等に示している要件を満たしていれば、応募は可能です。

NO.	質疑項目・質問内容	回 答
5	実施要領 p3 7. 応募資格等「類似の業務実績」について 7. 応募資格等＞（１）応募資格＞③において『類似』の設計実績を有することとありますが、『類似』とは、建築基準法の別表第一にて博物館等の分類である（三）の用途全般と解釈して宜しいでしょうか？	NO. 1 の回答の通りです。
6	実施要領 p2 7. 応募資格等「応募資格」について 基本計画策定支援業務を委託された業者様は、本プロポーザルに参加可能でしょうか？	NO. 4 の回答の通りです。